

市会議第1号

京都市会基本条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年5月30日提出

提出者	市会議員	吉井 あきら	橋村 芳和
		井坂 博文	加藤 あい
		湯浅 光彦	安井 つとむ
		森川 央	江村 理紗

京都市会基本条例の一部を改正する条例
京都市会基本条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項に次の1号を加える。

- (3) 通称を命名する権利の付与の対象とする施設（重要な公の施設に関する条例別表第1に掲げる施設に限る。）を定めること。ただし、当該施設の一部を対象とする場合を除く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市会の議決に付すべき事件に、通称を命名する権利の付与の対象とする施設を定めることを追加する必要があるので提案する。